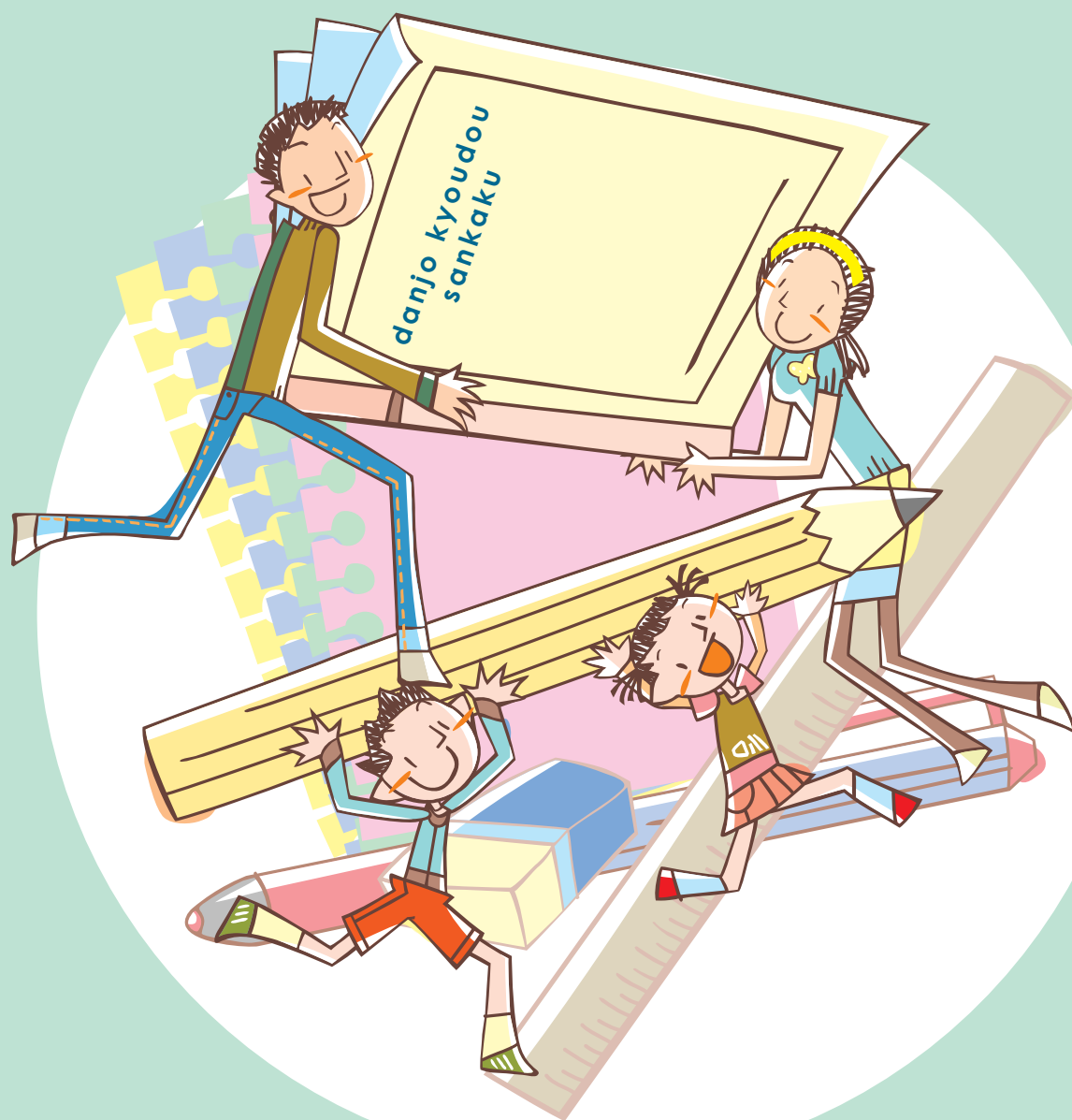


男女がともに輝く高知市男女共同参画条例のあらまし

danjo kyoudousankaku

# 男女共同参画社会

## の実現に向けて



高知市

## 条例のめざすものは？

男女共同参画社会とは、女性と男性が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画し、喜びも責任も分かち合っているような社会です。  
この条例によって、暮らしの中に男女共同参画が根付いていくことをめざしています。

## 基本的な考え方は7つ（第3条）

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行への配慮
- ③ 施策又は方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭における活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖に関する男女の人権尊重
- ⑥ 国際社会の動向への留意
- ⑦ 市民の主体的取組



## みんなの役割（第4～7条）

### 市

男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置（※）を含む。）をつくり、市民、事業者、市民団体と連携して取り組んでいきます。  
（※）積極的改善措置とは、社会のいろいろな活動へ参画する機会についての男女間の格差を改めるため、必要な範囲で男女のいずれか一方に、活動に参画する機会を積極的に提供することです。

### 市民

職場、学校、地域、家庭などのあらゆる分野で、男女共同参画を推進するよう努めなければなりません。

### 事業者

職場環境の整備に努め、雇用されている者が、職場と家庭生活を両立させることができるよう努めなければなりません。

### 市民団体

男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければなりません。

## おしえる時に大切なこと（第8条）

教育にあたっては、各々の教育の場で男女共同参画の視点に配慮した教育をおこなわなければなりません。

## してはいけないこと（第9,10条）

①次の性別による差別的な取扱いを行ってはなりません。

●性別を理由とした差別的取扱い

●ドメスティック・バイオレンス

(※)配偶者等,親密な関係にある(あった)男女間の身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為です。

●セクシュアル・ハラスメント

(※)性的な言動により,他の者に不利益を与えたり生活環境を害したりすることです。



②市民に広く表示される情報は、他の人の人権を侵害することがあってはなりません。

情報を発信するときには、表現に十分配慮することが大切です。

## どんなふうにするの？どんなにかわるの？(第11～22条)

### (抜粋)

- ①男女共同参画の市の取組，実施状況を報告・公表します。
- ②市の附属機関等の委員の構成は，男女いずれか一方の委員数が10分の4未満とならないよう努めます。
- ③事業者に対し，雇用の分野で男女共同参画をすすめるため情報提供等を行い，個人で営む事業では，その家族が経営に共同して参画でき，正しい評価を受けることができるよう支援します。
- ④市民等に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう『男女共同参画の日』を設ける等，積極的に広報活動等をおこないます。



☆ 8月1日を男女共同参画の日としています。

- ⑤男女共同参画の活動を積極的に行っている個人，団体等を表彰するとともに，公表することを考えています。
- ⑥市民等と協力し，市の取組が実施できるよう体制を整備し，こうち男女共同参画センターを核として取組を実施し，市民等の活動の支援をしていきます。

## 推進委員会はどんなことをするの？(第23～25条)

男女共同参画を推進するため，公募による市民や，有識者等の委員により構成された推進委員会の組織をつくり，市の計画や取組等に対する評価をしたり，意見を述べたりします。

## 困ったときや相談したいときは？(第26, 27条)

男女共同参画に関する市の取組に対する意見の申し出があったときは，適切な措置を講ずるようにします。また，性別による差別的な取扱についての相談があったときは，関係機関と連携し適切な対応をします。

# 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 78 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 9 条・第 10 条）

第 3 章 基本的施策（第 11 条－第 22 条）

第 4 章 高知市男女共同参画推進委員会（第 23 条－第 25 条）

第 5 章 意見及び相談への対応（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条）

### 附則

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、男女がともにかかわり、支えあって生きること、平和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に発揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化している。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- 市民 市の区域内（次号において「市内」という。）に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。
- ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようにすること。
- 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- 市民一人一人が主体的に取り組むこと。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策について、組織の整備を行うとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、第1項の施策について、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう、就労環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止等

### (性別による差別的取扱いの禁止等)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

### (公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮しなければならない。

## 第3章 基本的施策

### (男女共同参画推進計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会（同条を除き、以下「推進委員会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定するときは、市民等の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

- 2 前項の報告書は、推進委員会の評価に付するものとする。

### (附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は、附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

### (出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は、市が出資している法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人をいう。）のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し、必要に応じて報告を求め、又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

### (教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他の教育及び学習の場において、男女共同参画の視点に立った取組が推進されるよう、環境の整備を行うとともに、当該取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (事業者に対する男女共同参画の推進等)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

- 2 市は、個人で営む事業にその家族が従事する場合において、その家族が適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、事業者に対し、男女共同参画に関し、広報及び調査について協力を求め、並びに必要に応じて報告及び適切な措置を講ずるよう

協力を求めることができる。

#### (家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第17条 市は、男女が家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができるよう、啓発及び情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

#### (生涯にわたる健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

#### (広報活動等の充実)

第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるものとする。

#### (調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

#### (表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者を表彰するとともに、これを公表することができる。

#### (推進体制)

第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

### 第4章 高知市男女共同参画推進委員会

#### (男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

#### (所掌事項)

第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べること。
- (3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が諮問する事項

#### (組織)

第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市民
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 意見及び相談への対応

#### (意見申出への対応)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出及びその対応について推進委員会に報告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴くことができる。

#### (相談への対応)

第27条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

### 第6章 雑則

#### (委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

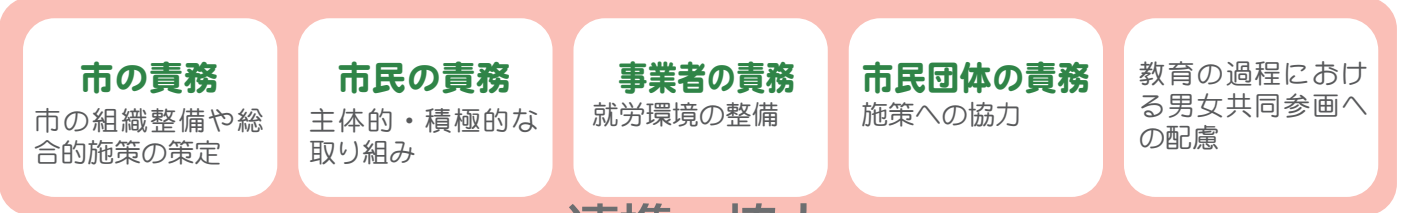
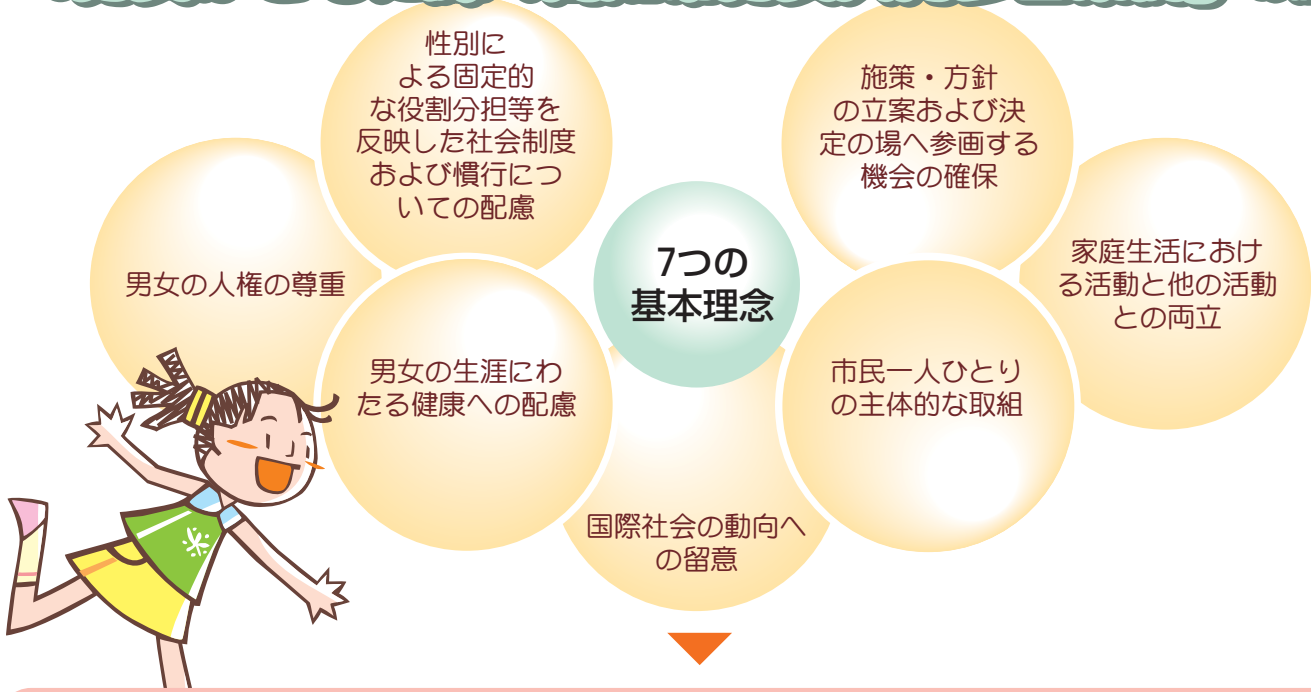
#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市男女共同参画推進プランは、第11条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

# 『男女がともに輝く高知市男女共同参画条例』の構成



性別による権利侵害の禁止等

## 市の施策等

市の基本的な取り組み

高知市男女共同参画推進委員会

意見及び相談への対応

男女共同参画推進計画 年次報告  
附属機関等の委員の構成  
出資法人に対する男女共同参画の推進  
教育及び学習の場における男女共同参画の推進  
事業者に対する男女共同参画の推進等  
家庭生活における活動と他の活動との両立の支援  
生涯にわたる健康への支援  
広報活動の充実  
調査研究等  
表彰  
推進体制

## 男女共同参画社会の実現

〒780-8571 高知市本町5丁目 1-45  
高知市 市民生活部 男女共同参画課 TEL : (088) 823-9913 FAX : (088) 823-9934  
Email : kc-101900@city.kochi.lg.jp HP : <http://www.city.kochi.kochi.jp/deeps/10/1019/>